

2024年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書

国内経済は、名目賃金が上昇しているものの、円安やロシアによるウクライナ侵攻の長期化がもたらした原材料やガソリン・食料品などの物価上昇は継続している。

物価を加味した実質賃金はマイナスで推移し、勤労者世帯の暮らしは厳しさを増しており、生活向上につながる持続的な賃上げが必要不可欠である。

一日も早く全ての都道府県において最低賃金を1,000円以上に引き上げるとともに、「健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために最低限必要な水準」まで更に引き上げていく必要がある。

最低賃金の地域間格差が、都市部への労働力流出の一因になっているとも言われており、総合指数に見合った水準とすることが重要である。併せて最低賃金の引上げのためには、経営基盤が脆弱で雇用維持に不安を抱える中小企業・小規模事業者が、継続して事業を行い、雇用の維持・確保ができるよう、「雇用調整助成金」をはじめとする国の各種施策の拡充・強化や特例措置等の支援策の早急な対応が求められる。

よって、大分労働局におかれては、大分県最低賃金のあるべき姿への引上げとコロナ禍における中小企業・小規模事業者支援の更なる拡充のため、以下の施策を講じるよう強く求める。

記

- 1 経済の好循環に向けては「人への投資」が不可欠であることから、継続的な最低賃金の引上げにより経済の自律的成長を実現すること。
- 2 設定する最低賃金は、総合指数に見合った水準とすることはもちろん、県内での労働力確保につながる地域間格差の是正を図ること。
- 3 最低賃金を引上げる環境を整備するため、中小企業・小規模事業者への影響の検証、各種支援制度の継続と実効ある対策を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

大分県別府市議会

大分労働局長 殿